

毎週火、金曜日発行(但休日に当りしきは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取県指定金融機関等の名称、位置、出納区域及び取扱事務
昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の廃止
廢の指定
- ◇教育規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程
- ◇企業管理規程 鳥取県企業組織規程の一部を改正する企業管理規程
企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇企業告示 鳥取県管企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関

告示

鳥取県告示第百九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第一項及び第三項の規定に基づき、鳥取県指定金融機関及び鳥取県指定代理金融機関を次のように定め、同令同条第七項の規定により告示する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	位 置	出納区域	取扱事務
株式会社山陰合同銀行鳥取支店(統轄店)	鳥取市東品治町	鳥取市、岩美郡のうち国府町、福部村	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行鳥取西支店	鳥取市東町二丁目	鳥取市	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行鳥取南支店	鳥取市元魚町一丁目	鳥取市	収納事務
株式会社山陰合同銀行浦富支店	鳥取市藪片原町	鳥取市	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行那家支店	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡のうち岩美町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行河原支店	八頭郡那家町大字那家	八頭郡のうち那家町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行用ヶ瀬支店	八頭郡河原町大字河原	八頭郡のうち河原町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行智頭支店	八頭郡用ヶ瀬町大字用瀬	八頭郡のうち用ヶ瀬町、佐治村	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行若桜支店	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡のうち智頭町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店宝木出張所	八頭郡若桜町大字若桜	八頭郡のうち若桜町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店	八頭郡気高町大字宝木	八頭郡のうち気高町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店	八頭郡気高町大字勝見	八頭郡のうち気高町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店鹿野出張所	八頭郡鹿野町大字鹿野	八頭郡のうち鹿野町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行青谷支店	八頭郡青谷町大字青谷	八頭郡のうち青谷町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行松崎支店	東伯郡東郷町大字松崎	東伯郡のうち羽合町、泊村、東郷町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行松崎支店出張所	東伯郡泊村大字泊	東伯郡のうち泊村	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行上井支店	倉吉市上井	倉吉市、東伯郡のうち北条町、羽合町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行倉吉支店	倉吉市塚町二丁目	倉吉市、東伯郡のうち三朝町、関金町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行倉吉支店三朝出張所	東伯郡三朝町大字三朝	東伯郡のうち三朝町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行倉吉西町支店	倉吉市西町	倉吉市	収納事務
株式会社山陰合同銀行由良支店	東伯郡大栄町大字由良宿	東伯郡のうち大栄町、北条町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浦安支店	東伯郡東伯町大字浦安	東伯郡のうち東伯町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行八橋支店	東伯郡東伯町大字八橋	東伯郡のうち東伯町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行赤碕支店	東伯郡赤碕町大字赤碕	東伯郡のうち赤碕町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行御来屋支店	西伯郡名和町大字御来屋	西伯郡のうち名和町、中山町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行淀江支店	西伯郡淀江町大字淀江	西伯郡のうち淀江町、大山町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行米子支店	米子市東倉吉町	米子市、西伯郡のうち日吉津村、伯仙町、会見町、岸本町	収納及び支払事務

名 称	位 置	出納区域	取扱事務
鳥取県指定金融機関			
株式会社山陰合同銀行鳥取支店(統轄店)	鳥取市東品治町	鳥取市、岩美郡のうち国府町、福部村	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行鳥取西支店	鳥取市東町二丁目	鳥取市	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行鳥取南支店	鳥取市元魚町一丁目	鳥取市	収納事務
株式会社山陰合同銀行浦富支店	鳥取市藪片原町	鳥取市	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行那家支店	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡のうち岩美町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行河原支店	八頭郡那家町大字那家	八頭郡のうち那家町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行用ヶ瀬支店	八頭郡河原町大字河原	八頭郡のうち河原町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行智頭支店	八頭郡用ヶ瀬町大字用瀬	八頭郡のうち用ヶ瀬町、佐治村	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行若桜支店	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡のうち智頭町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店宝木出張所	八頭郡若桜町大字若桜	八頭郡のうち若桜町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店	八頭郡気高町大字宝木	八頭郡のうち気高町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店	八頭郡気高町大字勝見	八頭郡のうち気高町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行浜村支店鹿野出張所	八頭郡鹿野町大字鹿野	八頭郡のうち鹿野町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行青谷支店	八頭郡青谷町大字青谷	八頭郡のうち青谷町	収納及び支払事務

株式会社山陰合同銀行米子東支店	米子市法勝寺町	米子市	収納事務
株式会社山陰合同銀行米子西支店	米子市灘町二丁目	米子市	収納事務
株式会社山陰合同銀行米子支店岸本出張所	西伯郡岸本町大字吉長	西伯郡のうち岸本町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行大篠津支店	米子市大篠津町	米子市、境港市	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行境支店	境港市本町	境港市	収納事務
株式会社山陰合同銀行境支店境港出張所	境港市松ヶ枝町	境港市	収納事務
株式会社山陰合同銀行外江支店	境港市外江町	境港市	収納事務
株式会社山陰合同銀行米子東支店	西伯郡西伯町大字法勝寺	西伯郡のうち西伯町	収納及び支払事務
法勝寺出張所			
株式会社山陰合同銀行米子支店溝口出張所	日野郡溝口町大字溝口	日野郡のうち溝口町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行根雨支店江尾出張所	日野郡江府町大字江尾	日野郡のうち江府町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行根雨支店	日野郡日野町大字根雨	日野郡のうち日野町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行根雨支店	日野郡日野町大字黒坂	日野郡のうち日野町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行生山支店	日野郡日南町大字生山	日野郡のうち日南町	収納及び支払事務
株式会社山陰合同銀行大阪支店	大阪市東区本町四丁目	大阪市	収納及び支払事務
鳥取県指定代理金融機関			
株式会社第一銀行虎ノ門支店	東京都港区芝罘平町一	東京都	収納及び支払事務

鳥取県告示第二百号

昭和三十五年四月鳥取県告示第一百五十三号(廢の指定について)は、廢止する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県告示第二百一号

鳥取県會計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)第二条の規定に基づき指定した廢は、次のとおりである。

昭和三十九年四月一日

廢の名称	鳥取県知事	石破二郎
所	在	地
鳥取県東京事務所	東京都千代田区平河町二の四	
鳥取県大阪事務所	大阪市東区南久宝寺町二丁目五八の一	
鳥取県自治研修所	鳥取市玄好町二〇九	
鳥取県東部県稅事務所	鳥取市若桜町四二	
鳥取県中部県稅事務所	倉吉市仲之町七三五	
鳥取県西部県稅事務所	米子市東町九七	
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市東町一丁目二二〇	
鳥取県中部福祉事務所	倉吉市仲之町七三五	
鳥取県西部福祉事務所	米子市東町九七	

- 10 鳥取県立身体障害者更正指導所
 - 11 鳥取県立母来寮
 - 12 鳥取県立岩井長者寮
 - 13 鳥取県中央児童相談所
 - 14 鳥取県倉吉児童相談所
 - 15 鳥取県米子児童相談所
 - 16 鳥取県婦人相談所
 - 17 鳥取県立愛徳学校
 - 18 鳥取県立皆成学園
 - 19 鳥取県立積善学園
 - 20 鳥取県立整肢学園
 - 21 鳥取県立保育専門学校
 - 22 鳥取県鳥取保健所
 - 23 鳥取県那家保健所
 - 24 鳥取県浜村保健所
 - 25 鳥取県倉吉保健所
 - 26 鳥取県米子保健所
 - 27 鳥取県根雨保健所
- 鳥取市富安
 - 東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪
 - 岩美郡岩美町大字岩井字長者台二五〇
 - 鳥取市片原一丁目一〇一
 - 倉吉市仲之町三、四、五五の一
 - 米子市角盤町三丁目八三
 - 鳥取市元魚町三丁目五の一
 - 米子市東福原一、四、九九の二
 - 倉吉市余戸谷町字宮の平三、五六四の一
 - 鳥取市立川五丁目一
 - 米子市上福原字北浜沖開一、七五一の一
 - 倉吉市海田三一九の一
 - 鳥取市二階町四丁目三六
 - 八頭郡那家町大字那家字井津尻六三四の一
 - 気高郡気高町大字八幡
 - 倉吉市越殿町一、五七七の二
 - 米子市角盤町二丁目一二五
 - 日野郡日野町根雨

- 28 鳥取県衛生研究所
 - 29 鳥取県工業試験場
 - 30 鳥取県倉吉職業訓練所
 - 31 鳥取県米子職業訓練所
 - 32 鳥取県立木山觀光会館
 - 33 鳥取県鳥取地方農林振興局
 - 34 鳥取県八頭地方農林振興局
 - 35 鳥取県倉吉地方農林振興局
 - 36 鳥取県米子地方農林振興局
 - 37 鳥取県日野地方農林振興局
 - 38 鳥取県農業試験場
 - 39 鳥取県果樹試験場
 - 40 鳥取県農産加工所
 - 41 鳥取県畜産試験場
 - 42 鳥取県中小家畜試験場
 - 43 鳥取県立経営伝習農場
 - 44 鳥取県爾検定所
- 鳥取市吉方二七一の一
 - 鳥取市西品治町三七一の二
 - 倉吉市駄経寺二九の三
 - 米子市東福原一、一四五
 - 西伯郡大山町大山字博勞座四〇の一
 - 鳥取市東町一丁目二二〇
 - 八頭郡那家町大字那家字寺土居一〇〇
 - 倉吉市仲之町七三五
 - 米子市東町九七
 - 日野郡日野町大字根雨字畦高一四〇ノ一
 - 鳥取市吉成六〇五
 - 東伯郡赤崎町大字松谷五六四の一
 - 境港市渡町大沢
 - 東伯郡赤崎町大字松谷六〇六
 - 米子市兩三柳
 - 倉吉市上井五四六
 - 東伯郡関金町大鳥居一二三八の二六
 - 米子市旗ヶ崎五九四の一

- 鳥取県林業試験場
- 鳥取県水産試験場
- 鳥取県宮境港魚市場
- 鳥取県中海干拓事業所
- 鳥取県鳥取土木出張所
- 鳥取県郡家土木出張所
- 鳥取県倉吉土木出張所
- 鳥取県米子土木出張所
- 鳥取県根雨土木出張所
- 鳥取県立鳥取東高等学校
- 鳥取県立鳥取西高等学校
- 鳥取県立鳥取商業高等学校
- 鳥取県立鳥取工業高等学校
- 鳥取県立鳥取西工業高等学校
- 鳥取県立鳥取農業高等学校
- 鳥取県立岩美高等学校
- 鳥取県立八頭高等学校
- 鳥取県立智頭農林高等学校
- 鳥取市立川町五丁目
- 岩美郡岩美町大字大谷
- 境港市栄町
- 米子市大崎一、四〇七
- 鳥取市富安一九八
- 八頭郡郡家町大字郡家字寺土居二〇〇
- 倉吉市宮川町六三七
- 米子市久米町四〇
- 日野郡日野町大字根雨畦高一四〇の一
- 鳥取市立川町五丁目二一〇
- 鳥取市東町二丁目一一二
- 鳥取市湖山町二、九九五
- 鳥取市立川町五丁目三二〇
- 鳥取市湖山町字白浜二九六〇の五六
- 鳥取市湖山町一、二五九
- 岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二
- 八頭郡郡家町大字久能寺七二五
- 八頭郡智頭町大字智頭七一の一

- 鳥取県立青谷高等学校
- 鳥取県立倉吉東高等学校
- 鳥取県立倉吉西高等学校
- 鳥取県立倉吉農業高等学校
- 鳥取県立倉吉産業高等学校
- 鳥取県立倉吉工業高等学校
- 鳥取県立由良育英高等学校
- 鳥取県立赤碕高等学校
- 鳥取県立養良農業高等学校
- 鳥取県立米子東高等学校
- 鳥取県立米子西高等学校
- 鳥取県立米子南高等学校
- 鳥取県立米子工業高等学校
- 鳥取県立法勝寺高等学校
- 鳥取県立境高等学校
- 鳥取県立境水産高等学校
- 鳥取県立境港工業高等学校
- 鳥取県立根雨高等学校
- 気高郡青谷町北浜二、九五二
- 倉吉市塚町二丁目二〇一
- 倉吉市余戸谷町三、〇五九
- 倉吉市大谷一六六
- 倉吉市上井町四三〇
- 倉吉市小田字下前田二〇四の五
- 東伯郡大栄町由良宿四二三
- 西伯郡赤碕町大字赤碕一、九五七の一
- 西伯郡淀江町大字今津二八六
- 米子市勝田町三〇七
- 米子市錦町一丁目一一三
- 米子市長砂町一八八
- 米子市博労町四丁目二二〇
- 西伯郡西伯町法勝寺四九一
- 境港市東本町二
- 境港市上道町二〇六四
- 境港市竹内町九二五
- 日野郡日野町根雨中祖三三八の四

- 鳥取県立日野産業高等学校
- 鳥取県立日野実業高等学校
- 鳥取県立鳥取聾学校
- 鳥取県立鳥取聾学校
- 鳥取県立米子皆生学園
- 鳥取県立鳥取図書館
- 鳥取県立米子図書館
- 鳥取県立科学博物館
- 鳥取県教育研究所
- 鳥取県岩井警察署
- 鳥取県鳥取警察署
- 鳥取県那家警察署
- 鳥取県智頭警察署
- 鳥取県浜村警察署
- 鳥取県倉吉警察署
- 鳥取県八橋警察署
- 鳥取県米子警察署
- 鳥取県境港警察署

- 日野郡日野町黒坂一、一〇九
- 日野郡江府町小江尾七六
- 鳥取市立川町五丁目
- 鳥取市立川町五丁目
- 米子市上福原字北浜沖開一、七五一の一
- 鳥取市西町三丁目二〇二
- 米子市久米町一三六
- 鳥取市東町二丁目一三
- 鳥取市東町一丁目二二〇
- 岩美郡岩美町大字岩井六一四
- 鳥取市吉方二七四
- 八頭郡那家町大字那家三五二
- 八頭郡智頭町智頭四二一
- 気高郡気高町大字浜村字猫石二三三の二
- 倉吉市住吉町七七の一
- 東伯郡東伯町大字八橋一、三七七
- 米子市万能町六
- 境港市上道町一、八九五の一

- 鳥取県溝口警察署
- 鳥取県黒坂警察署

- 日野郡溝口町溝口七四八の一
- 日野郡日野町黒坂一、五五〇の七

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程をここに公布する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県教育委員長職務代行者 小田大吉

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取教育委員会事務局組織規程

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の全部を改正する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及びその分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。

第二章 本庁組織

(課及び係の設置、名称)

第二条 事務局に、次の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係及び室を置く。

秘書調査課	議事秘書係、企画調査係、福祉係、年金係
管理課	管理係、施設係、設備係、助成係、経理室
教職員課	給与係、学務係、人事第一係、人事第二係
指導課	学事係、奨学係、指導係、産業教育係
社会教育課	文化係、指導係、視聴覚係
体育保健課	給食係、保健係、体育係

(各課の分掌事務)

第三条 各課においては、次の事務をつかさどる。

秘書調査課

- 一 教育委員会会議に関すること。
- 二 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。

- 三 公印の管守に関する事。
- 四 表彰に関する事。
- 五 教育行財政の総合企画及び連絡調整に関する事。
- 六 教育の調査及び統計に関する事。
- 七 教育委員会の広報事業に関する事。
- 八 公文書の保管に関する事。
- 九 事務局職員、学校以外の教育機関の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の退職手当に関する事。
- 十 事務局職員、学校以外の教育機関の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の福祉に関する事。
- 十一 公立学校共済組合に関する事。
- 管理課
- 一 事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する事。
- 二 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の定数と。

- 及び任免その他の人事に関する事。
- 三 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の組織する職員団体に関する事。
- 四 教育財産の管理に関する事。
- 五 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備並びに需要物品に関する事。
- 六 産業教育、定時制教育、通信教育、理科教育及び学校図書館の施設設備の振興に関する事。
- 七 建築の設計及び監督に関する事。
- 八 市町村立の小学校、中学校及び高等学校の敷地の設定変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及び実施の指導に関する事。
- 九 市町村立の小学校、中学校及び高等学校の施設整備費の補助事業に関する事。
- 十 市町村立の小学校及び中学校の統合に関する事。
- 十一 事務局各課の予算経理その他庶務に関する事。

- 十二 事務局各課の連絡協調に関する事。
- 十三 教育事務所に関する事。
- 十四 その他他課の所管に属しないこと。
- 教職員課
- 一 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の設置、廃止及び管理の指導に関する事。
- 二 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関する事。
- 三 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の組織する職員団体に関する事。
- 四 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- 五 県立高等学校の入学選抜に関する事。
- 六 市町村立の小学校、中学校及び養護学校の学級編成に関する事。
- 七 市町村教育委員会(市町村の組合に置かれる教育

- 委員会を含む。以下同じ。)教育長の承認に関する事。
- 八 市町村教育委員会の組織運営の指導に関する事。
- 九 教育職員の免許状に関する事。
- 十 教育に関する法人に関する事。
- 指導課
- 一 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 二 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の研修に関する事。
- 三 県立学校並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教科用図書の採択及び教材の取扱いに関する事。
- 四 市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教材費に関する事。
- 五 県立高等学校の授業料の減免に関する事。

- 六 市町村立の小学校及び中学校の児童及び生徒の就学免除及び猶予に関すること。
- 七 県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒及び児童の就学奨励に関すること。
- 八 大学入学資格検定に関すること。
- 九 育英事業に関すること。
- 十 教育研究所に関すること。
- 社会教育課
 - 一 青少年教育、婦人教育及び成人教育に関すること。
 - 二 視聴覚教育に関すること。
 - 三 社会教育施設に関すること。
 - 四 社会教育主事の資格認定に関すること。
 - 五 社会教育関係団体に関すること。
 - 六 芸能文化の振興に関すること。
 - 七 文化財の保護に関すること。
 - 八 県立図書館、科学博物館及び青年の家に関すること。

- 九 ユネスコ活動に関すること。
- 十 その他社会教育に関すること。
- 体育保健課
 - 一 社会体育に関すること。
 - 二 学校体育に関すること。
 - 三 体育施設に関すること。
 - 四 レクリエーションに関すること。
 - 五 学校給食に関すること。
 - 六 学校保健に関すること。
 - 七 学校安全に関すること。
 - 八 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の保健管理に関すること。
 - 九 学校医の公務災害補償に関すること。
- (係及び室の分掌事務)
- 第四条 係及び室の分掌事務は、課長において定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。
- 2 前項の分掌事務を定め、又はこれを変更するに当た

- つては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。
- (課長会議)
- 第五条 重要施策の審議、各課間の連絡調整を図るため、課長会議を置く。
- 2 課長会議は、課長をもつて構成し、教育長がこれを主宰する。
- (職制)
- 第六条 課、係及び室に、それぞれ次の長を置く。
- 一 課長
 - 二 係長
 - 三 室長
- 2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に課長補佐又は主査を、教職員課、指導課及び体育保健課に指導主査を、社会教育課に社会教育主査を、係及び経理室に主任を置くことができる。
- 第七条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。
- 一 課長 上司の命を受け、課務を掌理する。

- 二 係長及び室長 上司の命を受け、その係又は室に属する事務を処理する。
 - 三 次長 教育長をたすけて、事務局の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。
 - 四 課長補佐 課長をたすけて、課の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。
 - 五 主査 上司の命を受け、教育事務に参画する。
 - 六 指導主査 上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に参画する。
 - 七 社会教育主査 上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の助言と指導に関する事務に参画する。
 - 八 主任 長をたすけて、その係又は室に属する事務に従事し、係長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (事務処理の例外)
- 第八条 主管が明らかでない事項があるときは、教育長

が定める。

第九条 臨時又は特命の事項については、第三条の規定にかかわらず特に職員を指定し、又は審議会、協議会等を経て事務を処理させることができる。

(課員の事務分担)

第十条 課員の分担事務は、課長がこれを定め、そのつ度教育長に報告しなければならない。

第三章 教育事務所の組織

(教育事務所の設置)

第十二条 事務局に、次の上欄に掲げる教育事務所を置き、教育事務所の事務を分任させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

中部教育事務所	学事係、指導係、社会教育係
西部教育事務所	学事係、指導係、社会教育係

(教育事務所の位置及び管轄区域)

第十三条 教育事務所の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

位置 管轄区域

中部教育事務所	倉吉市	倉吉市、東伯郡
西部教育事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡、日野郡

(教育事務所の分掌事務)

第十四条 教育事務所においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 職員の身分及び職務に関する事。
- 三 市町村教育委員会の組織及び運営の指導、助言に関する事。
- 四 市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教職員の人事に関する事。
- 五 市町村立の小学校、中学校及び養護学校の学校運営、教育課程、学習指導及び生徒指導等に関する事。
- 六 市町村立の小学校、中学校及び養護学校の教科用図書採扱及び教材の取扱に関する事。
- 七 市町村立の小学校及び中学校の児童及び生徒の就

学免除及び猶予に関する事。

八 教育の調査及び統計に関する事。

九 学校保健及び学校給食に関する事。

十 学校体育及び社会体育に関する事。

十一 社会教育に関する事。

十二 公立学校共済組合に関する事。

十三 教育関係団体との連絡及び必要な指導、助言に関する事。

(教育事務所の職制及び職務)

第十五条 教育事務所に所長を、同じく係に係長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、教育事務所に所長補佐を、係に主任を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

5 所長補佐は、所長をたすけて、所務に従事し、所長に事故がある場合は、その職務を代行する。

6 主任は、係長をたすけて、係の事務に従事し、係長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(所員の事務分担)

第十六条 所員の分担事務は、所長がこれを定め、そのつ度教育長に報告しなければならない。

第四章 職員の定数

(課及び教育事務所の職員の定数)

第十七条 各課及び各教育事務所に置かれる職員の定数は、別に定める。

第五章 雑則

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和三十九年四月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 局内各課及び事業所の連絡調整に関すること。

第三条電気課の項中第四号を次のように改める。

四 発電施設の運用に関すること。

第三条開発課の項中第四号を削る。

別表中 鳥取県日野川工業用水道建設事務所 米子市 を

鳥取県企業局西部建設事務所 米子市 に改める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

「日野川工業用水道建設事務所」 「用地主任」

を「企業局西部建設事務所」 「用地主任」 に改める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

企業告示

鳥取県企業告示第一号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十七条第一項ただし書の規定に基づき、鳥取県営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十二條の二第三項の規定により告示する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

松江市白鷺本町 株式会社山陰合同銀行